

令和 8 年 6 月 2 3 日

令和 8 年
第 2 回江津市議会定例会

議 員 提 出 議 案

議案第 34 号

江津市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり江津市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出する。

令和 8 年 6 月 23 日提出

江津市議会議員 藤間 義明

多田 伸治

植田 好雄

江津市条例第 号

江津市議会委員会条例の一部を改正する条例

江津市議会委員会条例（昭和56年江津市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号を次のように改める。

(1) 総務民生委員会 7名

政策企画課の所管に関すること。

総務課の所管に関すること。

財政課の所管に関すること。

人事課の所管に関すること。

管財課の所管に関すること。

桜江支所の所管に関すること。

社会福祉課の所管に関すること。

子育て支援課の所管に関すること。

健康医療対策課の所管に関すること。

高齢者障がい者福祉課の所管に関すること。

地域包括支援センターの所管に関すること。

会計課の所管に関すること。

教育委員会の所管に関すること。

選挙管理委員会の所管に関すること。

監査委員の所管に関すること。

公平委員会の所管に関すること。

固定資産評価審査委員会の所管に関すること。

国スポ推進課の所管に関すること。

他の委員会の所管に属しないこと。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。